

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
実行委員会

第4回常任委員会



令和6年(2024年)7月30日(火)

びわ湖大津プリンスホテル2階

「コンベンションホール淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

チャッフィー

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

第4回常任委員会 次第

日 時：令和6年7月30日(火) 14:00～14:40
場 所：びわ湖大津プリンスホテル2階
コンベンションホール「淡海」

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) わたSHIGA輝く障スポ 大会役員編成基準
- (2) わたSHIGA輝く障スポ 大会特別招待者の範囲
- (3) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ MLGs宣言の取組
- (4) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ メダル
- (5) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 記念品
- (6) わたSHIGA輝く国スポ 正式競技競技会場名変更
- (7) わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技主管団体名変更
- (8) わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技会場変更
- (9) わたSHIGA輝く障スポ 競技別会期
- (10) わたSHIGA輝く障スポリハーサル大会実施要綱・競技要項・競技別実施要領
- (11) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト実施要項
- (12) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項
- (13) わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項
- (14) わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項

4 審議事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ 入場料金 (案)
- (2) わたSHIGA輝く国スポ 正式競技競技会会期変更 (案)

5 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 第4回常任委員会資料 目次

【報告事項】

ページ

<報告事項1>

- わたSHIGA輝く障スポ 大会役員編成基準 4

<報告事項2>

- わたSHIGA輝く障スポ 大会特別招待者の範囲 5

<報告事項3>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ MLGs宣言の取組 6

<報告事項4>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ メダル 10

<報告事項5>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 記念品 11

<報告事項6>

- わたSHIGA輝く国スポ 正式競技競技会場名変更 12

<報告事項7>

- わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技主管団体名変更 13

<報告事項8>

- わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技会場変更 14

<報告事項9>

- わたSHIGA輝く障スポ 競技別会期 15

<報告事項10>

- わたSHIGA輝く障スポリハーサル大会実施要綱・競技要項・競技別実施要領 17

<報告事項11>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト実施要項 64

<報告事項12>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項 67

<報告事項13>

- わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項 71

<報告事項14>

- わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項 76

【審議事項】

ページ

<第1号議案>

- わたSHIGA輝く国スポ 入場料金（案） 82

<第2号議案>

- わたSHIGA輝く国スポ 正式競技競技会会期変更（案） 84

報 告 事 項

団体名 役職名	国	中央関係団体	滋賀県	滋賀県内市町	滋賀県内の各関係団体
名誉会長	文部科学大臣				
名誉副会長	スポーツ庁長官 スポーツ庁次長	日本パラスポーツ協会会長			
会長			知事		
副会長	スポーツ庁審議官 スポーツ庁総括官	日本パラスポーツ協会副会長	県議会議長 副知事	開催地市町長 開催地市町議会議長 県市長会会長 県町村会会長 県市議会議長会会長 県町村議会議長会会長	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会会長 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会会長 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会長 社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会会長 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長 特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事 日本発達障害者ネットワーク(JDDnet)滋賀理事 滋賀県パラスポーツ指導者協議会会長 滋賀県特別支援学校校長会会長
顧問	文部科学副大臣 文部科学大臣政務官 文部科学事務次官 文部科学審議官 文部科学省大臣官房長 県選出国會議員	日本スポーツ協会会長 全国社会福祉協議会会長 日本身体障害者団体連合会会長 全国手をつなぐ育成会連合会会長 日本知的障害者福祉協会会長 日本精神保健福祉連盟会長 JKA会長 日本医師会会長 中央競馬馬主社会福祉財団理事長	滋賀県スポーツ推進審議会会長		滋賀県内報道機関 滋賀県内競技団体代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長
参与	スポーツ庁 ・健康スポーツ課長 ・競技スポーツ課長 ・健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 ・課長 ・自立支援振興室長	日本パラスポーツ協会理事、監事、評議員 中央競技団体の長(正式競技) 日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会会長 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長 全日本知的障がい者スポーツ協会会長 日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長	滋賀県議会議員 滋賀県公安委員会委員長 滋賀県教育委員会教育長 滋賀県教育委員会委員 部局長 会計管理者 警察本部長 県立病院事業管理者 公営企業管理者 県実行委員会常任委員	県内市町長 県内市町議会議長 開催地市町副市町長 開催地市町教育長	日本パラ陸上競技連盟会長 日本パラ水泳連盟理事長 日本知的障がい者陸上競技連盟会長 日本身体障がい者水泳連盟会長 日本知的障害者水泳連盟会長 日本身体障害者アーチェリー連盟会長 日本肢体不自由者卓球協会会長 日本視覚障害者卓球連盟会長 日本知的障がい者卓球連盟会長 日本障害者フライングディスク連盟理事長 日本ボッチャ協会代表理事 日本FIDバスケットボール連盟会長 日本車いすバスケットボール連盟会長 日本知的障がい者ソフトボール連盟理事長 全日本グランドソフトボール連盟会長 日本IDバレーボール連盟理事長 日本デフバレーボール協会理事長 日本知的障がい者サッカー連盟理事長 日本知的障がい者フットソフトボール連盟会長 日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会会長 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長 全日本知的障がい者スポーツ協会会長 日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

第24回 全国障害者スポーツ大会 特別招待者の範囲

区分		招待者の範囲
県内	特別協力者	障スポ特別協力者(障スポ特別協賛企業、JAPAN GAMESパートナーなどから日本パラスポーツ協会において特に必要な者を選定)
	障がい者福祉団体関係	活動範囲が県内全域におよぶ団体またはこれに類する団体の長
	スポーツ団体関係	活動範囲が県内全域におよぶ団体またはこれに類する団体の長
	学校関係	活動範囲が県内全域におよぶ団体またはこれに類する団体の長 障スポ協力学校長 特別支援学校長
	県実行委員会	実行委員会委員 各検討会委員長および委員 各部会部会長および委員
	市町関係	各開催地市町実行委員会事務局長 開・閉会式会場地市議会議員 開・閉会式会場地市教育委員会委員 各市町教育長
	県関係	各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員
	県政功労者	県政に功績があった者
県外	特別協力者	障スポ特別協力者(障スポ特別協賛企業、JAPAN GAMESパートナーなどから日本パラスポーツ協会において特に必要な者を選定)
	都道府県	知事 議会議長 教育長
	政令指定都市	市長 議会議長
	次期開催県等	先催都道府県の民生主管部(局)長 後催都道府県の全国障害者スポーツ大会主管部(局)長 近隣県の民生主管部(局)長
	中央官庁関係	所管大臣経験者、所管地方支分部局 等

なお、大会役員は、上記から除くものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言



第4回常任委員会 報告事項3

- 1 滋賀・びわ湖からSDGsへとつながるMLGs、その出発点である「一人ひとりの行動の変化」に着目し、両大会における様々な場面で、環境に配慮した大会を目指します
- 2 CO₂排出量削減に取り組むことを参加者で共有し、「自分ごと化」して身近な行動につながる大会を目指します
- 3 得られた成果を県民・企業・市町等と共有することで、スポーツを通じたサステナブルな社会に繋がる大会を目指します



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く
国スポ・障スポ 2025








第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

令和5年(2023年)7月28日








わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

会長 三日月 大造

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言」の取組

MLGs項目	大会局の主な取組(予定含む)
 1. 清らかさ感じる水	
 2. 豊かな魚介類	滋賀の恵みを活かした弁当、ブース出展(湖魚)の呼びかけ
 3. 多様な生き物	ブース出展(生物多様性関連)の呼びかけ
 4. 水辺も湖底も美し	クリーンアップ運動、ごみの適切な分別、ブース出展での簡易包装の呼びかけ
 5. 水源の森	表彰状の木製額縁に琵琶湖材活用、ブース出展(県産材商品、木製ボトル)の呼びかけ
 6. 森川里湖海のつながり	ブース出展(活動事例展示)の呼びかけ
 7. 温室効果ガス削減	<p>【開・閉会式、競技会】 国スポの総合プログラム・競技別プログラムに係る電子化、県が運営する競技会での来場者へ配布するショッパー袋にライスレジンを採用、仮設物等は可能な限りレンタル品を使用し、廃棄物を削減、看板類は引継備品を優先的に使用し、新規製作を抑制、ごみの適切な分別、開・閉会式会場でのウォーターサーバー設置</p> <p>【服飾・広報】 再生素材100%のスタッフ服飾、エコ素材を採用した手づくりのぼり旗</p> <p>【輸送・交通】 公共交通機関の活用、アイドリングストップの促進</p>

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言」の取組

MLGs項目	大会局の主な取組(予定含む)
 7. 温室効果ガス削減	<p>【宿泊・衛生】 宿泊者へアメニティ持参の呼びかけ、食品ロス削減の視点を取り入れた標準献立、未使用の医事衛生用品収集(庁内関係課への呼びかけ)、リサイクル素材を使用した弁当容器の使用、ストローの削減(カート缶)等の検討</p> <p>【総会・常任委員会】 会議資料の電子化推進による紙資料削減</p>
 8. 耐性のある暮らし	競技会場のハザードマップ確認、スポーツ視点の気候変動問題啓発事業の検討
 9. 産業に地域資源を	炬火関連用具、式典衣装、ブース出展(地場産品)の呼びかけ、寄附者銘板(信楽製陶板)、表彰状にヨシ紙、額内布に近江上布の活用、額縁表面への上丹生木彫
 10. 流域が学びの場	『学習BOOK』の配布
 11. 琵琶湖を楽しみ愛する	式典・演技での演出、開・閉会式における魅力発信動画の作成、文化プログラムでの湖上スポーツの紹介
 12. 水と祈りと暮らし	シガリズムとのタイアップ(冊子、ウェブ)、文化プログラムでの湖国文化の案内、ブース出展(地酒・観光案内)の呼びかけ
 13. つながり目標達成	式典出演者の多様性、おもてなし演技での演出(選手へのエール)、運営スタッフに対する心のバリアフリー研修
その他	市町のMLGs取組推進を財政的に支援

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポMLGs宣言」の取組

大会後の目指す姿(ゴール案)

滋賀県国スポ・障スポ大会局のみならず、県内市町や企業も一緒になり、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」を契機に、環境に配慮した取組が広がり、一人ひとりの意識・行動変容につながる姿

結果の取りまとめ(予定)

- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポの大会報告書
- ・MLGs評価報告書「シン・びわ湖なう2025」への掲載(予定)
- ・(公財)日本スポーツ協会「スポーツと環境」レポート など

実行委員会一丸となって、環境に配慮した大会の開催に向けて一緒に取り組んで行きましょう！

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ メダルのデザイン等について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの両大会の入賞者等の健闘を称えることを目的に、メダルを制作する。

1 授与対象者

【国スポ】正式競技と特別競技（高校野球）の1位から3位までの選手

【障スポ】全競技1位から3位までの選手および補助者（伴走者およびボッチャのランプオペレータ）

2 メダルのデザイン

琵琶湖を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、大会に関わる全ての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として、将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めたデザイン

※障害者福祉施設「やまなみ工房」の作品を活かし、滋賀らしいメダルになるよう東北部工業技術センターでデザイン

デザインは、試作品の完成とともに公表

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 記念品の製作について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいては、両大会に出場する選手を称え、参加を記念することを目的として、記念品を製作する。

なお、国民スポーツ大会開催基準要項 令和4年12月9日第60次改定を受け、参加章・記念章については製作義務だったものが製作できるという規定に変更されたことから、参加章等に代え、記念品を製作するもの。

1 配布対象者

以下の選手団（役員・監督を含む）を対象とする。

- ・国スポ：正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ
- ・障スポ：正式競技、オープン競技

2 選定・調達方法

記念品の調達にあたっては、価格だけでなく、品質やデザイン、滋賀県らしさ等を選定基準に含めることのできるプロポーザル方式を採用。

評価基準には、以下を予定。

- ・大会オリジナルデザインのもの
- ・滋賀らしさを感じられるもの
- ・運搬が容易な小物
- ・長期保存が可能なもの
- ・環境に配慮したもの

3 今後の流れについて

- ・令和6年9月 業者決定
- ・令和7年2月 納品予定

わたSHIGA輝く国スポ 正式競技 競技会場名変更

競技名(種目)	市町名	競技会場名	
		(変更前)	(変更後)
サッカー	東近江市	京セラ株式会社滋賀八日市工場 総合グラウンド	京セラ株式会社滋賀東近江工場 総合グラウンド

(変更理由)

競技会場の施設名称が変更されたため

わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ
 主管団体名の変更について

実施競技名	主管団体名		会場地 市町名	競技会場名
	(変更前)	(変更後)		
還暦軟式野球	滋賀県還暦野球連盟	一般社団法人日本生涯還 暦野球協会 滋賀県支部 滋賀県還暦野球連盟	守山市	守山市民球場 守山市民運動公園 市民スポーツ広場

(変更理由)

申請時は省略された団体名となっていたため、正式名称に変更する。

**わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ
競技会場の変更について**

実施競技	主管団体名	会場地 市町名	競技会場	
			(変更前)	(変更後)
ユニホック	滋賀県 ホッケー協会	米原市	OSPホッケースタジアム (滋賀県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	OSPホッケースタジアム (滋賀県立伊吹運動場)

(変更理由)

当初、隣接する2会場で開催する計画をしていたが、変更後の施設でコート数を増やすことにより対応できるため、当該競技会場を1会場とするもの。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）競技別会期（リハーサル大会）

【正式競技】

競技名	障害区分	会場所在地	競技会場	競技日数	競技日程		
					第1日	第2日	
					令和7年(2025年) 5/24 土	5/25 日	
個人競技	陸上競技	身・知	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	1		●
	水泳	身・知	草津市	インフロニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)	1		●
	アーチェリー	身	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	1		●
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	野洲市	野洲市総合体育館	1		●
	フライングディスク	身・知	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	1		●
	ボッチャ	身	甲賀市	甲賀市水口体育館	1		●
	ボウリング	知	彦根市	ラピュタボウル彦根	1		●
団体競技	バスケットボール	知	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●
	車いすバスケットボール	身	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●
	ソフトボール	知	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・ 第2グラウンド	1		●
	グランドソフトボール	身	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウン ド	1		●
	バレーボール	身	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	1		●
		知	湖南市	湖南市総合体育館	1		●
		精	草津市	草津市立総合体育館	1	●	
サッカー	知	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	2	●	●	
フットソフトボール	知	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	1		●	

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）競技別会期（本大会）

式典	会場 所在地	会場	式典日程		
			第1日	第2日	第3日
			令和7年(2025年)		
			10/25	10/26	10/27
			土	日	月
開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	●		
閉会式					●

【正式競技】

競技名	障害区分	会場 所在地	競技会場	競技 日数	競技日程			
					第1日	第2日	第3日	
					令和7年(2025年)			
					10/25	10/26	10/27	
			土	日	月			
個人 競技	陸上競技	身・知	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	3	●	●	●
	水泳	身・知	草津市	インフロニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)	2	●	●	
	アーチェリー	身	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	1		●	
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	野洲市	野洲市総合体育館	2	●	●	
	フライングディスク	身・知	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	3	●	●	●
	ボッチャ	身	甲賀市	甲賀市水口体育館	2	●	●	
	ボウリング	知	彦根市	ラピュタボウル彦根	2	●	●	
団体 競技	バスケットボール	知	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●	
	車いすバスケットボール	身	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	2	●	●	
	ソフトボール	知	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・ 第2グラウンド	2	●	●	
	グラウンドソフトボール	身	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウン ド	2	●	●	
	バレーボール	身	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	2	●	●	
		知	湖南市	湖南市総合体育館	2	●	●	
		精	草津市	草津市立総合体育館	2	●	●	
サッカー	知	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	3	●	●	●	
フットソフトボール	知	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	2	●	●		

【オープン競技】

競技名	障害区分	会場 所在地	競技会場	競技 日数	競技日程 令和7年(2025年)
S0バドミントン	知	彦根市	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	2	10/18(土)～ 10/19(日)
ゴールボール	身・知・精	守山市	守山市民体育館	1	10/19(日)
スポーツウエルネス吹矢	身・知・精	大津市	皇子が丘公園体育館	1	10/19(日)
卓球バレー	身・知・精	栗東市	栗東市民体育館	1	10/12(日)

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）
リハーサル大会実施要綱

1 目的

わたSHIGA輝く障スポリハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）は、わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）（令和7年(2025年)10月25日～27日）の開催に備えて、競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、「わたSHIGA輝く障スポ」に対する県民の理解と関心を高め、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの一層の発展に寄与することを目的とする。

2 主催

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会、
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会、公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会、
滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会、
特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会、
特定非営利活動法人JDDnet 滋賀、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、
一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会、滋賀県パラスポーツ指導者協議会、
滋賀県特別支援学校長会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会

3 競技運営主管団体

一般財団法人滋賀陸上競技協会、一般社団法人滋賀県水泳連盟、滋賀県アーチェリー協会、
一般社団法人滋賀県卓球協会、滋賀県障害者フライングディスク協会、滋賀県ボウリング連盟、
滋賀県ボッチャ連盟、一般社団法人滋賀県バスケットボール協会、滋賀県ソフトボール協会、
滋賀県バレーボール協会、公益社団法人滋賀県サッカー協会

4 特別協賛

大同生命保険株式会社

（令和6年(2024年)7月1日現在）

5 協賛

(1) JAPAN GAMES パートナー（10社（団体））

大塚製薬株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、積水化学工業株式会社、
株式会社滋賀銀行、株式会社平和堂、綾羽株式会社、株式会社村田製作所、
東レ株式会社、ヤンマーホールディングス株式会社、
公益財団法人SGH文化スポーツ振興財団

（令和6年(2024年)7月1日現在）

(2) オフィシャルスポンサー (6社 (団体))

大和証券株式会社、甲賀高分子株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社イシダ、株式会社堀場製作所、日軽パネルシステム株式会社

(令和6年(2024年)7月1日現在)

(3) オフィシャルサポーター (8社 (団体))

株式会社関西みらい銀行、株式会社市金工業社、一般社団法人滋賀県建設業協会、株式会社三東工業社、滋賀県信用保証協会、株式会社たねや、株式会社PRO-SEED、生活協同組合コープしが

(令和6年(2024年)7月1日現在)

(4) オフィシャルサプライヤー (24社 (団体))

株式会社あいコムこうか、株式会社ZTV、東近江ケーブルネットワーク株式会社、株式会社滋賀トヨタ、トヨタモビリティ滋賀株式会社、トヨタカローラ滋賀株式会社、ネットヨタびわこ株式会社、滋賀日産自動車株式会社、日産プリンス滋賀販売株式会社、滋賀ダイハツ販売株式会社、株式会社京滋マツダ、滋賀三菱自動車販売株式会社、滋賀スバル自動車株式会社、株式会社スズキ自販滋賀、株式会社ホンダオートフクナガ、滋賀ホンダ販売株式会社、ホンダ販売フタバ株式会社、株式会社ホンダクリオ滋賀、株式会社ワイスリー企画、株式会社京都新聞ホールディングス、株式会社ZONE、株式会社アスタリスク、全国マツダ労働組合連合会、株式会社バウハウス

(令和6年(2024年)7月1日現在)

(5) 大会協力企業 (25社 (団体))

滋賀県生活協同組合連合会、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、株式会社ルイ高、一般社団法人滋賀県警備業協会、近江鍛工株式会社、一般社団法人滋賀県造園協会、元三フード株式会社、ニッポンレンタカー関西株式会社、株式会社中広、株式会社activo、株式会社山正、株式会社ファミリーマート、滋賀県スポーツ用品協同組合、株式会社誠進堂、高木メリヤス株式会社、MARUGO株式会社、積水多賀化工株式会社、野村證券株式会社 大津支店、ヤマジックス株式会社、株式会社滋賀松風、株式会社ディーソル、株式会社IHI回転機械エンジニアリング、株式会社ディーアクト、トラヤ商事株式会社

(令和6年(2024年)7月1日現在)

6 大会期日

令和7年(2025年)5月24日(土)、25日(日)

7 実施競技および大会名

実 施 競 技		大 会 名
個人競技	陸上競技（身・知）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会
	水泳（身・知）	
	アーチェリー（身）	
	卓球（身・知・精） 【サウンドテーブルテニス（身）を含む】	
	フライングディスク（身・知）	
	ボッチャ（身）	
	ボウリング（知）	
団体競技	バスケットボール（知）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 バスケットボール競技近畿ブロック予選会
	車いすバスケットボール（身）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 車いすバスケットボール競技近畿ブロック予選会
	ソフトボール（知）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 ソフトボール競技近畿ブロック予選会
	グランドソフトボール（身）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
	バレーボール（身・知・精）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 バレーボール競技近畿ブロック予選会
	サッカー（知）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 サッカー競技近畿ブロック予選会
	フットソフトボール（知）	わたSHIGA輝く障スポ （第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼 第24回全国障害者スポーツ大会 フットソフトボール競技近畿ブロック予選会

（注） 身：身体障害者が出場できる競技
知：知的障害者が出場できる競技
精：精神障害者が出場できる競技

8 実施競技、開催期日および会場

実施競技		開催期日 (令和7年)	会場名
個人競技	陸上競技(身・知)	5月25日(日)	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)
	水泳(身・知)	5月25日(日)	インフロニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)
	アーチェリー(身)	5月25日(日)	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド
	卓球(身・知・精) 【サウンドテーブルテニス(身)を含む】	5月25日(日)	野洲市総合体育館
	フライングディスク (身・知)	5月25日(日)	甲賀市水口スポーツの森
	ボッチャ(身)	5月25日(日)	甲賀市水口体育館
	ボウリング(知)	5月25日(日)	ラピュタボウル彦根
団体競技	バスケットボール(知)	5月24日(土) ～25日(日)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
	車いすバスケットボール (身)	5月24日(土) ～25日(日)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)
	ソフトボール(知)	5月25日(日)	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・ 第2グラウンド
	グランドソフトボール (身)	5月25日(日)	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド
	バレーボール(身)	5月25日(日)	近江八幡市立運動公園体育館
	バレーボール(知)	5月25日(日)	湖南市総合体育館
	バレーボール(精)	5月24日(土)	草津市立総合体育館
	サッカー(知)	5月24日(土) ～25日(日)	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)
	フットソフトボール(知)	5月25日(日)	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)

(注) 身：身体障害者が出場できる競技
知：知的障害者が出場できる競技
精：精神障害者が出場できる競技

9 出場資格

(1) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 令和7年(2025年)4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者および精神障害者。

イ 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

ウ 知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

エ 精神障害者は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

オ 個人競技については、原則として滋賀県内に住民票を有する者または滋賀県内に所在する施設や学校等に入所、通所および通学している者。(ただし、水泳、アーチェリー、ボッチャにおいては、近隣府県等からの参加を可能とする場合がある。)

カ 団体競技については、申込み時に参加する府県・指定都市に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、学校に通学している者および施設に入所・通所している者は、その学校および施設の所在地の府県・指定都市でも参加できるものとする。

(2) 団体競技に出場するチームは、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3(1)に規定する近畿ブロックの府県・指定都市の代表チーム。(ただし、グランドソフトボールにおいては、近畿ブロック以外の都道府県・指定都市の代表チームからの参加を可能とする場合がある。)

10 競技規則

適用する競技規則は、令和7年度(2025年度)に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。)および別に定める競技別実施要領によるものとする。

11 競技・種目および障害・年齢区分

(1) 競技・種目および障害区分は<別表1>「第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」リハーサル大会競技・種目」のとおりとする。

(2) 大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和7年(2025年)4月1日とする。

12 出場制限

(1) 個人競技

個人競技に出場する選手は、原則として一人1競技参加可能とする。

ア 陸上競技・水泳に出場する選手は、原則として2種目まで(リレー種目に出場する選手は3種目まで)出場できるものとする。

イ フライングディスクに出場する選手は、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれかおよびディスタンスの計2種目までを選択することができる。

ウ アーチェリーに出場する選手は、1種目のみの出場とする。

(2) 団体競技

団体競技に出場する選手は、他の団体競技および個人競技には出場できない。

13 監督会議

開催する場合、時間および会場は別に定める。

14 健康・安全管理

健康・安全管理については、参加者各自およびその保護者または所属施設等において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

15 参加申込みおよび参加費用

- (1) 個人競技の参加選手については、別に定める手続きにより出場選手の競技・種目の申込みを行う。団体競技の参加チームおよび出場選手については、10(2)の府県・指定都市が派遣するものとし、別に定める手続きにより申込みを行う。
- (2) 参加料は無料とする。なお、選手の参加に要する費用は、参加者において負担するものとする。
- (3) 大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等の報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがある。また、大会プログラムや大会ホームページ等に障害区分（重複障害含む）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真および競技記録等を掲載し、場合によっては県広報誌等に競技中の写真および競技記録を掲載することがあるので、このことを了承の上、申し込むこと。

16 その他

- (1) リハーサル大会における個人競技の記録は、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」に出場する滋賀県の選手を選考する際の参考資料とする。
- (2) 各競技は雨天決行とする。ただし、主催者が荒天またはその他の都合で実施できないと判断した場合は中止とする。
- (3) 参加者は環境に配慮した大会運営に努める。
 - ア できる限り公共交通機関を利用して来場すること。
 - イ 会場はいつもきれいにし、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (4) この要綱に定めるもののほか、リハーサル大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)7月3日から施行する。

<別表1>

第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」リハーサル大会競技・種目

(1) 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競走							跳躍			投てき						
					50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバツグ投		
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎			
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				※4 ◎		▲	◎	◎							
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎							
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎			
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎			
			6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎			
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎			
			8	両大腿切断または、両下肢完全												◎	◎	◎			
	体幹	9	体幹 ※3	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	2	車いす 脳原性麻痺以外 で常用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎								◎		
			11	第7頸髄まで残存		※4	※4		※4	※4	◎									◎	
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎		
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	◎							◎	◎	◎		
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※4	※4		※4	◎							◎	◎	◎		
	15	その他の車いす		◎	◎		◎	◎							◎	◎	◎				
	3	(脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎									◎	
			17	けって移動	◎						◎										◎
			18	片上下肢で車いす使用	◎						◎							◎	◎		
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎		
			20	その他走不能													◎	◎	◎		
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	4	23	電動車いす常用							◎									◎		
視覚障害 ※5	24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎				
	25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎	◎				
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そ しゃく機能障害	26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎	◎				
知的障害	27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎					
内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎					◎	◎		◎	◎				

※1 4×100mリレーは男女混合とする。
 ※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
 ※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
 ※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。
 ※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
 ※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。
 【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

(2) 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1 フ リ ー リ レー m	※1 メ ド レー リ レー m	
			2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m			
区分番号			障害区分										
1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	2	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
13			第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
14			第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
15			下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
16		下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
3	疾患、脳性麻痺、脳外傷等	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
		18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
4	22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						
視覚障害 ※2		23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 フリーリレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

(3) アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド		
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m	
肢体不自由	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●	
		その他の車いす	●	●			
	2	切断・機能障害	●	●			
		3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（椅子、車いす使用を含む）	●	●		
	5	体幹	●	●			
6	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	●	●	●	●		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	●	●			
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●			

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

(4) 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
			6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害 ※2			15	アイマスクまたは、アイシェードあり※3		◎
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

(5) フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害（ぼうこうまたは直腸機能障害）				

(6) ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競技スタイル		
				立位	座位	
肢 体 不 自 由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす 常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、 脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	けて移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いすおよび椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

(7) ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

(8) バスケットボール

知的障害者で、男女別を実施する。

(9) 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、大会競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

(10) ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

(11) グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

(12) バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別を実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

(13) サッカー

知的障害者のみの競技とする。

- (14) フットソフトボール
知的障害者のみの競技とする。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）
リハーサル大会競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

- ア 競技は男女別にする。ただし、陸上競技の4×100mリレー、水泳の4×50mリレーおよび4×50mメドレーリレー、フライングディスクのアキュラシー種目およびボッチャは除く。
- イ 競技の組は8名以内とし、予選を行わず1回の決勝競技とする。ただし、卓球は4名以内のブロック、ボッチャは3チームまたは4チームのプールに分かれて行うこととし、競技方法は別に定める。
- ウ 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手または他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定および表彰は、障害区分および年齢区分別に行う。なお、ボッチャは障害区分によらずプールを形成し、各プールにて順位決定および表彰を行う。

(2) 団体競技

- ア バスケットボールおよびバレーボール（身体障害の部・知的障害の部）は男女別、バレーボール（精神障害者の部）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。
- イ 試合は、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3（1）に規定する近畿ブロック府県・指定都市チーム対抗とし、競技別実施要領に定めるところにより実施する。ただし、グランドソフトボールについては、近畿ブロック以外の都道府県・指定都市チームの参加を可能とする場合がある。
- ウ 競技日程に支障がない範囲で、交流試合を実施することができる。

(3) 実施態度

実施態度は、主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は、選手のコンディション等に配慮して簡素に行う。

イ 表彰式

（ア）陸上競技、水泳、卓球、フライングディスクおよびボッチャは、随時表彰を行う。

（イ）（ア）以外の競技は、競技終了後に行う。

(5) 競技記録および成績の発表等

各競技の記録および成績は、各競技会場内の記録速報板等に掲示するとともに、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会ホームページに掲載する。

(6) 抗議

- ア 競技上の抗議については、令和7年度(2025年度)に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）に定めるところによる。
- イ 選手の出場資格、組合せおよび障害区分の適用については、抗議することはできない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組（卓球はブロック、ボッチャはプール）ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、ボッチャを除き、組に異なった障害区分および年齢区分がある場合は、その区分ごととする。

なお、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。

(2) 団体競技

1位から3位までのチームに賞状を、そのチームの各選手にメダルを授与する。

3 参加申込

(1) 申込方法

ア 個人競技

県内の参加希望者は、所定の参加申込書により、取りまとめ団体（各市町障害福祉担当課）を通じて申し込むものとする。

ただし、特別支援学校等については、所定の参加申込書により、学校ごとで参加者を取りまとめ、直接、実行委員会事務局へ申し込むものとする。

県外の参加希望者は、直接、実行委員会事務局へ申し込むものとする。なお、対象となる府県は別に定める。

イ 団体競技

参加チームの派遣を行う近畿ブロック内の府県または指定都市（以下、「派遣団体」という）は、所定の参加申込書により、実行委員会事務局へ申し込むものとする。グランドソフトボールにおいては、近畿ブロック以外の都道府県・指定都市からの所定の参加申込書による実行委員会事務局への申込みを可能とする場合がある。なお、対象となる都道府県・指定都市は別に定める。

(2) 申込期限

令和7年（2025年）1月10日（金）必着とする。

ただし、個人競技に係る県外からの参加希望者およびグランドソフトボールに係る近畿ブロック外からの参加チームについては、定員になり次第締め切ることとする。

(3) 参加申込書の提出先および問い合わせ先

申込者（取りまとめ団体、派遣団体を含む）は、封筒に「参加申込書在中」と朱書きし、参加申込書を以下へ送付すること。

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-1 大合同庁舎5階

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

（滋賀県国スポ・障スポ大会局競技運営室競技第二係）

TEL：077-528-3326

FAX：077-528-4836

(4) 申込後の変更の取扱い

原則として、申込締切後の変更は認めない。

4 番号布

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。

ただし、水泳に出場する選手はIDカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

(2) 番号布（IDカードを含む。）は主催者が準備し、選手に配布する。

(3) 番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。

なお、障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmに他の重複する障害部門の色を表示する。

- ア 肢体不自由者 白
- イ 視覚障害者 薄緑
- ウ 聴覚障害者 黄
- エ 知的障害者 桃
- オ 内部障害者 水色
- カ 精神障害者 薄茶

5 競技場への入退場

(1) 係員の指示に従うものとする。

(2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、あらかじめ主催者の許可を受けた者に限る。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）7月3日から施行する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 陸上競技実施要領

1 競技規則

令和7年度（2025年度）に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い安全に留意して行う。

(1) 場所

平和堂げんきっこフィールド（ウォーミングアップ場）およびH P Lベースボールパーク（投てき練習場）

(2) 使用方法

ア 車いすを使用する練習は、第1・第2レーンを周回使用する。（第3レーンにカラーコーンを設置する。）

イ スタートおよび短距離練習は、ホームストレート側の第7・第8レーンを使用する。リレーの練習は、第4・第5レーンを使用する。（視覚障害者が練習している場合は、視覚障害者の練習を優先する。リレー練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。第6レーンにカラーコーンを設置する。）

ウ ランニングは、トラック外・フィールド内の芝生を使用する。

エ 視覚障害者の50m・100m競走の練習は、バックストレート側の第7・第8・第9レーンを使用する。

オ 走高跳の練習は、第1・第2コーナー側フィールド内の走高跳ピットを使用する。

カ 立幅跳および走幅跳の練習は、指示されたピットを使用する。

キ スラロームの練習は、指定された専用コースを使用する。

ク 砲丸投の練習は、平和堂げんきっこフィールド（ウォーミングアップ場）内の砲丸投専用ピットを使用する。

ケ ビーンバグ投の練習は、平和堂げんきっこフィールド（ウォーミングアップ場）内の指定されたピットを使用する。

コ ソフトボール投・ジャベリックスローの練習に関しては、H P Lベースボールパーク（投てき練習場）内の練習場を使用する。

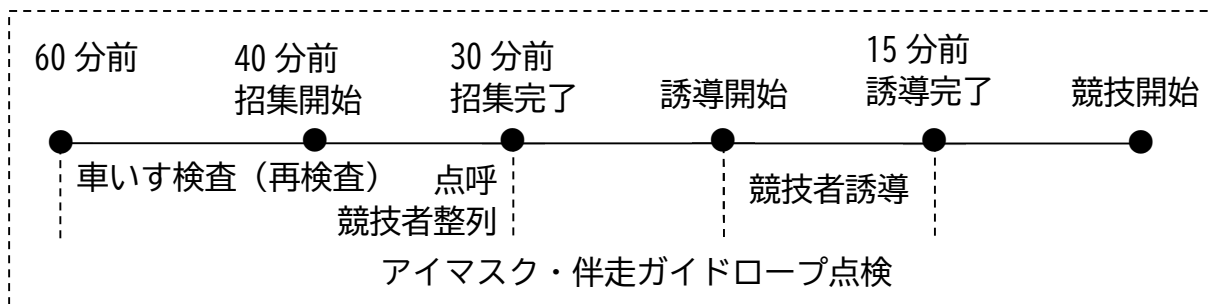
(3) その他

投てき練習場については、各チームの監督、コーチが必ず付き添い、事故のないよう責任を持って行う。

3 招集

(1) 招集場所は、ゲート3付近とする。

(2) 招集の流れは競技開始時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

- ア 競技者は、競技開始時刻の40分前から30分前までに点呼を受ける。代理は認めない。
- イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。
- ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。
- エ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻60分前までに、オーダー用紙2枚（同じ物）に記入し、T I C（テクニカルインフォメーションセンター）に提出する（オーダー用紙は事前に配布する）。
- オ 伴走者のガイドロープは、招集所において長さを確認する。
- カ 障害区分24の競技者が装着するアイマスクは、招集所において光が漏れないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないように手荷物検査を行う場合がある。

4 車いすの検査

- (1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。
- (2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。
- (3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる。（時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない。）

5 競技者の服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。
- (2) 番号布（アスリートビブス）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部および背部に付ける。ただし、走高跳の競技者は胸部または背部のどちらかに付けばよい。また、車いす使用の競技者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。
- (3) 腰ナンバー標識は、左右の腰（車いす競技者はヘルメットの両側、車いす50mに出場する競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。
- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところとし、競技用靴のスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳、ソフトボール投およびジャベリックスローは12mm以下とする。また、靴底の厚さの規定は適用しない。なお、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することが

できる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。

- (2) 介助者の服装は運動靴および運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 伴走者は、使用時に両端の最大長が50cm以下となる非伸縮性のガイドロープを持つこととし、フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。
- (4) 介助者および伴走者は競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。助言等は助力とみなされ、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。(介助者が競技の伴走をした場合も助力とみなす。)
- (5) 介助者および伴走者はカメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできない。また、競技に関係のない物についても持ち込むことはできない。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技役員または競技補助員により競技終了者待機所まで誘導された後、競技者解散所に誘導され解散する。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技終了者待機所から表彰者待機所まで誘導され表彰を受けた後、競技者解散所で解散する。

8 競技方法

- (1) トラック競技の走路順または競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 50m、100m、200m、400m競走および4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。ただし、視覚障害者(区分24)の50m競走はオープンレーンで行う。
- (3) 800m競走は、第1曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。
- (4) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとする。
- (5) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1競技者に2レーンを割り当てる。
- (6) 視覚障害者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響(電子音)または選手団で用意したものを使用することができる。
- (7) 聴覚障害者の100m、200m競走のスタートでは、光刺激スタート発信装置を使用することができる。なお、選手は光刺激スタート発信装置の使用・不使用を選択することができ、不使用の場合は、発信装置をレーンナンバー後方へ移動する。
- (8) リレーの参加区分は、男女混合とする。
- (9) 走高跳を除くフィールド競技の試技は3回まで許される。
- (10) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
- (11) 視覚障害者(区分24・25)の立幅跳および投てき種目については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。
- (12) 視覚障害者(区分24)の競技者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクを装着し

なければならない。アイマスク等を外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。

- (13) 走高跳において表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅については、当該審判または審判長が決定する。
- (14) 走高跳のバーの最初の高さは、下記の通りとする。バーの上げ方は一律2cmとする。
 - 区分2・区分3：男子140cm、女子120cm
 - 区分25：男子115cm、女子100cm
 - 区分26：男子130cm、女子100cm
 - 区分27：男子100cm、女子100cm
- (15) すべての視覚障害者の走幅跳の踏切板の長さは1mとする
- (16) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとする。
- (17) 砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投およびビンバック投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行う。
 - ※ 車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合がある。
- (18) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- (19) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。

9 表彰

表彰式は、各組の競技終了後に順次行い、各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。また、視覚障害選手の伴走者についても、選手と同様にメダルを授与する。

10 その他

- (1) 競技場内へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、手話・要約筆記ボランティア、実施本部員および予め許可された介助者・伴走者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶ。
- (3) 抗議については、大型スクリーンでの記録発表後、30分以内に競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者がTIC（テクニカルインフォメーションセンター）まで申し出ること。その後の抗議は一切受け付けない。
- (4) 荒天時のほか、不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 水泳競技実施要領

1 競技規則

令和7（2025）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 使用プールについて

- (1) プールの水深は200cmとする。途中でプールの底に立つことができないので、競技者は余裕をもって泳ぐことができる種目に出場すること。
- (2) 入退水専用レーンには両隅に低床フローアを設置する。
- (3) 水温は28℃～30℃とする。

3 招集

- (1) 招集は、競技開始予定時刻の30分前から15分前までに終了する。
- (2) 招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。
- (3) 競技時刻は、進行の都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。
- (4) 選手は、招集時に主催者が用意したADカードを必ず携帯すること。
- (5) 前レースの表彰終了時間から次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。
- (6) 障害区分23の者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が、光の漏れがないかを確認する。確認後はそのゴーグルを競技終了まで装着すること。

4 リレーオーダーの提出

リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までにリゾリレーションデスクに提出すること。

5 選手紹介

競技前の選手紹介のときは、選手は椅子から立って紹介を受けることとする。ただし、車いす使用者および立つことが困難な選手は、着席した状態で片方の手を挙げる等により紹介を受けることができる。

6 介助者等

- (1) 障害によりやむを得ず介助者による補助や指示が必要な選手については、介助者又は同伴者の入場を許可することができる。
- (2) 申請対象となる障害区分
 - ア 競技規則上可能な介助
 - (ア) スタート介助（入退水介助含む）

身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者
 - (イ) タッピング
 - a 障害区分 23
※必ず介助が必要（50m 種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名）
 - b 障害区分 24

イ 競技規則以外で可能な介助

(ア) 入退水介助

安全に入退水がすることが困難な競技者

ウ 競技規則以外で可能な同伴

(ア) 情緒不安定

障害区分26および同等の障害が重複する者（他選手に迷惑をかける場合に限る。）

(イ) 種目・距離の指示

障害区分26および同等の障害が重複する者（泳ぐ種目・距離を理解できない場合に限る。）

(3) 申請

ア 介助および同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて主催者に申請しなければならない。

イ (2)申請対象となる障害区分以外で同等の障害を有し介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ 参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、出場競技開始予定時刻の 60 分前までに「介助許可証（ビブス）交付申請書」を選手総合受付に申請し、審判長の許可を得なければならない。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

(4) 禁止事項

ア 介助者および同伴者は、競技エリアおよび招集所においてのコーチング（声かけを含む。）をしてはならない。

(ア) 他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

(イ) 本項(2)ウ(イ)「種目の指示」の場合は、同伴者による距離および種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者および同伴者は、競技エリアおよび招集所において許可されたこと以外をしてはならない。例えば、カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用は認めない。

7 誘導

(1) 競技エリアでの誘導は、競技役員および競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。

(2) 選手は、競技終了後、競技役員および競技補助員の誘導により選手解散所にて解散する。

なお、入賞者については、表彰式終了後、選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。全ての出場種目が終了した選手は、選手解散所でADカードを返却する。

8 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。障害区分 25 のスタートにおいては、閃光・電子音装置に加え、出発合図員がスタートの合図を行う。

9 計時

(1) 計時は、自動審判計時装置および半自動審判計時装置を使用する。

(2) 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動審判計時装置により計測した記録とする。

10 浮具の使用

障害区分 22 の浮具が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認め

た場合に限り、両腕、首および腰に浮具を使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

11 貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合において、主催者に対して参加申込時に申請すること。なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にすること。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

13 開始式・表彰式

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。

イ 開始式に参加する選手は、開始式開始10分前までにプールサイドの指定された場所に集合すること。

ウ 開始式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、3レース終了ごとに行う。

イ 表彰式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

14 撮影

(1) 介助者又は同伴者による競技エリアでの撮影は禁止する。

(2) フラッシュ撮影は禁止する。

15 更衣・服装

(1) 世界水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により世界水泳連盟の公認した水着の着用が不可能な場合、選手受付時に「世界水泳連盟規定外の水着使用申請書」をリゾリレーションデスクへ提出し、審判長の許可を得ること。

(2) 更衣は、更衣室を利用すること。

異性の介助を必要とする者は、参加申込時に申請の上、専用の更衣室を使用すること。

(3) 更衣室および競技エリア以外では、水着および裸足の状態で歩きまわらないこと。

16 ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

17 その他

(1) 競技エリアへは、競技者のほか、競技役員や大会役員等の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。

(2) 貴重品については、各自責任をもって管理すること。

(3) 土足厳禁の区域制限を守ること。

(4) 競技エリアでは、水分補給のみ認める。

(5) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。

(6) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

別表 種目順

1	25m自由形	6	50m平泳ぎ
2	25m平泳ぎ	7	50m背泳ぎ
3	25m背泳ぎ	8	50mバタフライ
4	25mバタフライ	9	4×50mリレー
5	50m自由形	10	4×50mメドレーリレー

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

令和7年度（2025年度）に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- (2) 行射時間は3射2分とする。
- (3) 練習は、競技開始前に行い、「2分矢取り（本数制限なし）」を2回繰り返す。
- (4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
- (5) 得点記録および矢の回収の権利は、チームの監督、競技者の代行者（エージェント）もしくは競技運営主管団体に委託することとする。

3 的番・立順

的番および立順は、主催者が決定する。

4 用具

競技に必要な用具は、出場選手が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

5 服装等

- (1) 選手およびアシスタントの競技時の服装は、競技規則の服装規定に準じたものとする。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクイバーまたは大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン（S L）後方から見えなければならない。

6 用具検査

用具検査は、令和7年（2025年）5月25日（日）に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に、服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 アシスタント

- (1) 障害区分1または特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。競技者の介助を行う者は、あらかじめ主催者に申請して許可を得て競技者と同じゼッケンの交付を受け、表彰式終了時まで着用する。
- (2) アシスタントは、必要に応じてシューティングライン（S L）まで入場することができる。
- (3) 競技者に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告

げる場合を除く。

- (4) アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。
- (5) アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外を持ち込んで서는ならない。
- (6) アシスタントは、競技役員の指示に従わなければならない。

9 その他

- (1) 競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、手話・要約筆記ボランティアおよびあらかじめ許可されたアシスタント、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 原則として、雨天であっても競技を実施するため、雨具、防寒具等は各自で準備するものとする。
- (3) 荒天時ほか不測の事態等が生じた場合の取り扱いは、主催者において決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 卓球競技実施要領

1 競技規則

令和7年（2025年）度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技種目は、一般卓球とサウンドテーブルテニス（以下「STT」という。）とし、5ゲームスマッチ（1ゲームは11点）で行う。
- (2) 試合は、各ブロックともリーグ戦方式で行う。
- (3) 各ブロックは4名以内とし、原則として同一の障害区分、性別および年齢区分の選手で構成する。
- (4) 出場選手の少ない障害区分、性別および年齢区分では、別の障害区分、性別および年齢区分の選手と併せて同一ブロックを構成することがある。ただし、順位の設定、記録の認定および表彰は、それぞれの障害区分、性別および年齢区分別に行う。

3 競技用具・競技条件等

(1) 一般卓球の競技用具

- ア テーブルの色は、ブルーを使用する。
- イ 使用球は、公益財団法人日本卓球協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
- ウ 競技領域は、長さ8m、幅5m以上とする。

(2) STTの競技用具・競技条件

- ア 使用球は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
- イ アイマスクまたはアイシェードは各自で用意することとする。
- ウ 競技領域は、長さ5m、幅4m以上とする。

4 服装等

- (1) 競技用服装は、公益財団法人日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならない。身体の障害等により日本卓球ルールで定められた服装の着用が困難な者は、事前に「服装緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。
- (2) 主催者が交付した番号布（ゼッケン）を競技用服装の背部に付けること。
- (3) 義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り、接触面にあてがう布やカバー等を用意すること。

5 選手招集

- (1) 選手招集時刻は、試合開始15分前とする。
- (2) 選手招集時刻に遅れた選手は、原則として棄権とみなす。

6 サービス規定緩和

身体の障害等によりサービスの規定の緩和が明らかに必要な場合は、事前に「サービス緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

7 介助者

- (1) 介助が必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができる。ただし、介助者はベンチ（アドバイザー席）に入ることができない。
- (2) 「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (3) 介助者は、競技者が競技上有利になるような助言等をしてはならない。
- (4) 競技場内に競技上必要な物以外を持ち込んではいない。
- (5) 介助者は、競技会場内では、競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

8 開始式・表彰式

開始式および表彰式は、競技会場で行う。

9 その他

- (1) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (2) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 フライングディスク競技実施要領

1 競技規則

令和7年度（2025年度）に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技は、全て競技役員の指示により進行する。
- (2) 競技は、主催者が用意した公式用具により行う。

3 服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、靴はスパイクが付いていない運動靴を着用する。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部および背部に付ける。

4 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、各組競技終了後に順次行い、各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。

5 受付・招集

- (1) 選手は競技会場到着後、選手受付所において選手団ごとに受付を行う。
- (2) 選手招集所は、競技会場内に設ける。
- (3) 招集は、その組の競技開始予定時刻20分前に開始し、10分前に完了する。
- (4) 選手は招集完了時刻までに選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受ける。招集時刻に遅れた者は棄権とみなす。

6 介助者

- (1) 介助者として競技エリア内への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。許可を受けた者に限りビブスを着用し、指定された場所まで入場することができる。
- (2) 介助者申請をする者は、以下の項目を理解した上で申請するものとする。
 - ア 介助者は、スパイクが付いていない運動靴を着用する。
 - イ 介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技エリア内では競技者の競技上有利になるような助言、応援、声かけ、合図の仕合をしてはならない。また、競技エリア内での撮影、通信機器の使用および記録の書き取りは禁止する。これらに度重なって違反した場合、当該介助者を退場とする。
- (3) ビブスは選手解散所で返却すること。

7 その他

- (1) 大会当日のディスクを使用した練習は、練習会場に限る。練習会場では安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。
- (2) 練習用ディスクは、主催者が用意する。
- (3) 競技場内への入退場は、競技役員の指示により行う。

- (4) 競技および表彰の終了した選手は、競技役員または競技補助員が解散所まで誘導し、各選手団に引継ぎ解散する。
- (5) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、手話・要約筆記ボランティアおよびあらかじめ許可された介助者、報道関係者および視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (6) 原則として、雨天であっても競技実施とするため、雨具、防寒具等は各自で準備するものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 ボッチャ競技実施要領

1 競技規則

令和7年度（2025年度）に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム編成

- (1) チームの構成は男女の区別なく2人1組とする。
- (2) チームの1人は、キャプテンとして腕章を装着して試合を行う。
- (3) ペアの構成は、「立位」と「座位」の選手とする。
- (4) 障害の程度に応じてスポーツアシスタント、またはランプオペレーターをつけることができる。
- (5) 試合に出場するチームには、コーチを1名配置することができる。

※選手1名が棄権した場合、参加可能な選手1名が2エンドともオープン扱いで競技することができる。なお、オープン扱いとなった試合、リーグ戦の成績には反映されない。

3 競技方法

- (1) 3チームまたは4チームのプールに分かれ、各プールにてリーグ戦を行う。
なお、プール分けに際して障害区分は考慮しない。
- (2) 試合は2対2のペア戦を2エンド行う。2エンドの総得点で勝敗を決定する。
2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（各チームの任意の選手によるファイナルショット制度）で勝敗を決める。
- (3) ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ5分とする。タイブレイク（ファイナルショット制度）では、各チームの投球時間は設定しない。

4 コート

- (1) コートの大きさは12.5m×6mとする。
- (2) コートのラインテープにはボックスサイドライン、ターゲットボックス、クロスには2.0cm幅、それ以外は5.0cm幅の白色ラインテープを使用する。
- (3) 競技にて使用するスローイングボックスは2番、3番、4番、5番とする。

5 ボール

- (1) 主催者にて以下のボールを用意する。
アポワテックBC-AP-001
- (2) 選手は(1)にて示すボールではなく、自身が用意するボールを使用してもよい。その場合、どちらのチームも自分たちが使用するボールを1セット持って、試合に臨むことができる。また、これより多いボールを試合に持ち込んで서는ならない。

6 用具検査

- (1) 用具検査は競技実施日にランダムチェックにて実施する。
- (2) 検査の結果、基準を満たしていないと判断された競技用具は試合では使用できない。なお、ボールが基準を満たしていないと判断された場合、試合では主催者が用意するボールを使用しなければならない。

7 ウォーミングアップ

ウォーミングアップは試合を行うコートにて各プールの第1試合開始前に30分程度行うことができる。また、各試合開始前に2分間ウォーミングアップの時間を設ける。

8 招集

- (1) 選手、スポーツアシスタント・ランプオペレーターおよびコーチは、試合開始20分前から10分前の間に、使用する競技用具を持参の上、招集所に入る。
- (2) 招集時間に現れなかった選手は原則として棄権とみなし、試合に出場できない。また、招集時間に現れなかったスポーツアシスタント・ランプオペレーター、コーチは原則として試合に参加できず、招集所に持参されなかった競技用具は試合では使用できないものとする。
- (3) 招集所には選手、スポーツアシスタント・ランプオペレーターおよびコーチ以外は入ることができない。

9 ゼッケン

ゼッケンは選手に1枚、スポーツアシスタント・ランプオペレーターに1枚配付する。選手は胸か足（前面）競技アシスタント・ランプオペレーターは背中にゼッケンを取り付けることとする。ゼッケンを付けていない選手、競技アシスタント・ランプオペレーターは招集所での受付ができないので注意すること。

10 競技進行

競技時間は、原則、プログラムに記載の競技日程表にしたがって行われるが、試合の延長などにより遅延することがある。その場合は、会場内の記録速報に掲示される競技日程表に時間の変更を記載するので、選手およびチーム関係者は都度確認を行うこと。

11 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 各プール3位までの選手にメダルを授与する。また、ランプを使用する選手の場合、ランプオペレーターにも選手と同様にメダルを授与する。
- (3) スポーツアシスタントおよびコーチはメダル授与の対象外とする。
- (4) 表彰式は、競技終了後、プール毎に競技会場で行う。

12 撮影

- (1) スポーツアシスタント・ランプオペレーター、コーチによる競技中の撮影は禁止する。
- (2) フラッシュ撮影は禁止する。

13 その他

- (1) 競技エリアへは、選手のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (3) 競技エリアは土足禁止であるため、各自体育館シューズに履き替えること。なお、車いすの選手については、競技エリア入口に設置する粘着マットシートにタイヤの汚れを落とすこと。
- (4) 競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。

- (5) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (6) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第63回滋賀県障害者スポーツ大会 ボウリング競技実施要領

1 競技規則

令和7（2025）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 試合の方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式で行う。
- (2) 競技は、すべてスクラッチ2ゲームとし、その合計得点により順位を決定する。
※順位決定の際、同点の成績の場合は規定に基づきゲームローハイにて決定する。
- (3) 原則として、ゲームは1ボックス（2レーン）8名までとし、1フレームごとに交代で投球する。
- (4) 投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う2つのレーンで10分間行う。
- (5) 隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側レーンの選手を優先する。
- (6) ファウルについては、自動式ファウル判定機を使用する。
- (7) オートマチックスコアラーの操作および個人記録カードの記入は、すべて競技役員が行う。
- (8) 競技は、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行う。

3 服装等

- (1) 服装は、ボウリング競技をするうえで支障のないものを着用する。
- (2) ソックスを必ず履くこと。
- (3) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを胸部および背部に付ける。

4 招集

- (1) 受付後、指定されたボックスに招集し、Aグループの選手は開始式の開始10分前、Bグループの選手は投球練習の開始10分前に完了する。
- (2) 招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなし、競技に出場できない。

5 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、Aグループの競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、各グループの競技終了後に競技会場で行う。

6 その他

- (1) 選手は、競技中ボウラースエリアを離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず競技役員に申し出ること。
- (2) 以外にボウラースエリアへ入ることができる者は、競技役員、競技補助員のほか、各選手団の監督またはコーチ（各選手団、ÅDカードを付けた1名のみ）とする。各

選手団の監督またはコーチが立ち入ることができるエリアは、自チームが競技しているボックスのみとする。

(3) 競技会場のハウスボールおよびハウスシューズを使用しようとする場合は、参加申込書にその旨を記載し、主催者が競技会場において用意する。

ア ハウスシューズは、主催者が所定の場所に用意し、選手はボウラースベンチ後方の通路で履き替える。

イ ハウスボールは、主催者が所定の場所に用意し、選手は競技終了後、速やかに元の場所に返却する。

(4) ボウラースエリアに入る際は、必ず屋内シューズを着用すること。

(5) ボールを拭くタオルは、選手自ら用意すること。

(6) 競技上不明な点は、競技本部に問い合わせること。

(7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼
第24回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選大会 バスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和7年度(2025年度)に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名および選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中、実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタントコーチまたはマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数、選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女別にチームを編成する。

3 競技方法

- (1) 試合は、滋賀県チームを除く男女別トーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に、滋賀県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間および第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- (3) 交流戦の試合時間は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターは、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (2) 背番号は、0、00および1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定球とし、男子は7号球（モルテンB 7 G5000）、女子は6号球（モルテンB 6 G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和7年(2025年)2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもと、代理抽選を行い、決定する。

7 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

8 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

9 出場権

この大会の優勝チームは、第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間および場所は別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォームまたはジャージのいずれかをチームで統一し着用すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。
- (4) チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、決められた位置に、トレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習球は、各チームで用意する。
- (7) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会 兼
第24回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選大会 車いすバスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和7年度(2025年度)に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則およびこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名および選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタントコーチまたはマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数、選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女混合のチーム構成も可とする。なお、女子選手が大会に出場する場合には、コート内（5人）のプレーヤーの持ち点合計より女子選手1人につき1.5点を減算する。ただし、コート内でプレーする女子選手の減算は2人までに適用する。

3 競技方法

- (1) 試合は、滋賀県チームを除くトーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に、滋賀県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間および第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターは、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (2) 背番号は、0、00および1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定7号球（モルテンB 7 G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和7年(2025年)2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもと、代理抽選を行い、決定する。

7 出場選手の持ち点の確認および競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の選手登録証および持ち点カードにより、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。

8 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

9 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

10 出場権

この大会の優勝チームは、第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

11 その他

- (1) 開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間および場所は別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォームまたはジャージのいずれかを、チームで統一し着用の上、競技用車いすで参加すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。
- (4) チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、決められた位置に、トレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習球は、各チームで用意する。
- (7) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第24回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選大会 ソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和7年（2025）度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は監督1名、コーチ2名以内および選手15名以内（男女は問わず男女混合のチーム構成が可）とする。
- (2) 監督またはコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督、コーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は滋賀県チームを除くトーナメント方式とする。また、トーナメント戦以外に滋賀県チームを含めた交流戦を実施する。
- (2) 試合は5回制とし、試合開始後80分を経過した後は、新しい回に入らない。地域予選会については、開催状況により「試合開始後80分」を緩和することができる。
- (3) 同点の場合はタイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始15分を経過した後は新しい回には入らない。それでも同点の場合は、最終出場選手9名の抽選によって勝敗を決定する（決勝戦を除く）。
- (4) 抽選は主管競技団体が行う方法に沿うこととし、監督会議にて実施方法を確認する。
- (5) 3回終了以降10点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断された場合は、3回以上の回の終了をもってコールドゲームとする。
- (6) ファーストピッチにより行う。
- (7) 競技場のフェア地域および塁間距離と投球距離は、女子の規格に準ずる。
- (8) パスボール、振り逃げ、スクイズバンドおよび盗塁は適用しない。
- (9) ピッチャーが投球したボールがホームベースを通過した時点でボールデッドとし、キャッチャーからの牽制、暴投による進塁など、その後のプレーは成立しない。
- (10) ランナーが帰塁を故意に遅らせた場合は、審判団から厳重に注意し、再度繰り返す場合は審判団の判断で遅延行為によりランナーをアウトにする。
- (11) 指名選手（DP）および再出場（リエントリー）を採用する。
- (12) 競技時間内で、選手の応急手当が必要な場合や強風雨・雷雨時、および選手の健康状態を維持するために給水タイムを実施した場合は、時間計測は行わない。

4 服装等

- (1) 同一チームの監督、コーチおよび選手は同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは背中と胸下につけねばならない。監督は30番、コーチは31番（二人目は32番）、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。また、ユニフォームの左袖（左肩から10cm程度）に県・指定都市名を表示すること。
- (3) 打者・打者走者・走者、次打者および1・3塁のベースコーチは、両耳あてのある同色のヘルメットを着用する。また、捕手はスロートガード付きマスク、捕手用ヘルメット、ボディプロテクターおよび膝あて付きレガースを着用する。

(4) 金属製スパイクの使用は禁止する。

5 試合球

試合球は公益財団法人日本ソフトボール協会検定ゴム製3号とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは令和7年(2025年)2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

7 打順表等

- (1) 打順表は試合開始30分前または前試合2回終了までに5部作成し、競技会場の競技本部へ提出する。
- (2) 攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いの下、コインのトスによって決定する。コインの表裏の選択は、先着の主将に優先権を与え、もし両チーム同時の場合は球審の任意によりいずれかのチームを優先させる。

8 表彰式

表彰式は競技終了後に競技会場で行う。

9 出場権

この大会の優勝チームは第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 監督会議は当日現地で行う。なお、監督会議の時間および場所については別途通知する。
- (2) 監督会議ではあらかじめ主催者と協議した事項について、大会申し合わせ事項を設けることができる。
- (3) ベンチは、組合せ番号が若いチームを一塁側とする。
- (4) ベンチ内へは監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申し込み時に登録したものに限る。このトレーナーは実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技場内へは主催者の許可を受けたもの以外は、立ち入ることができない。
- (6) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (7) 練習球は各チームが用意する。
- (8) 少雨の場合は決行するが、荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)リハーサル大会
グランドソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和7年(2025)度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、監督1名、選手15名以内(男女は問わない)とし、他に専任のコーチャー4名以内、スコアラー1名およびマネージャー1名を設けてもよい。
- (2) 監督が選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督含め15名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合はトーナメント方式とし、3位決定戦を行う。
- (2) 試合は7回までとし、試合開始後80分(決勝・3位決定戦は100分)を経過した後は、新しいイニングに入らない。
- (3) 同点の場合は、制限時間において延長戦を行う。それでも同点の場合は、正式引き分け抽選により勝敗を決する。最終出場選手10名の抽選によって勝敗を決定する。(決勝戦を除く。)最終メンバーとは、最終回に出場していた選手10名(守備者)をいう。
- (4) 指名打者(DH)および再出場(リエントリー)を採用する。
- (5) 試合球は、全日本グランドソフトボール連盟公認球とし、主催者が用意する。

4 服装等

- (1) 同一チームの監督、コーチャーおよび選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、専任のコーチャーは31番から34番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。また、ユニフォームの左袖に県・指定都市名を表示すること。
- (3) 競技中、コーチャーズボックスにいるランナーコーチャーは、黄色の帽子を着用すること。
- (4) スコアラーおよびマネージャーは、ユニフォームを着用してはならない。
- (5) 金属製スパイクの使用は禁止する。
- (6) 危険防止のため、競技中の選手(コーチャー含む)は、腕時計、ブレスレット、ネックレス等危険と思われるものを着用してはならない。

5 組合せ

組合せは、令和7(2025)年2月(予定)に開催するプログラム編成会議において主催者

が、関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は開始式終了後に提出すること
- (2) 攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いの下、決定する。
- (3) 視力区分(全盲・弱視)の登録は、打順表の提出をもって行う。

7 表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- (1) 監督会議は競技開始前に行う。
なお、監督会議の時間および場所については別途通知する。
- (2) 監督会議では、あらかじめ主催者と協議した事項について、大会申し合わせ事項を設けることができる。
- (3) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (4) ベンチ内へは、監督、コーチャー、選手、スコアラー、マネージャー以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。
なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (6) アイシールド、全盲プレイヤー標示物、黄色標示物、コーチャー用帽子および練習球は、各チームで用意すること。
- (7) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (8) 練習球は、各チームが用意する。
- (9) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第24回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選大会
（身体（聴覚）障害の部、知的障害の部、精神障害の部）
バレーボール競技実施要領

1 競技規則

令和7年度(2025年度)に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

全てのチームにおいて監督およびコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は選手を兼ねる監督およびコーチを含めて12名以内とする。

(1) 身体（聴覚）障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー（手話通訳含む）1名および選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

(2) 知的障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名および選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

(3) 精神障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名および選手12名以内とする。

イ 男女混合でチームを構成する。（試合中は少なくとも1名以上の女性プレイヤーが出場していなければならない。）

3 競技方法

(1) 試合は、申込みチームの数により、滋賀県を除くトーナメント戦方式またはリーグ戦方式とする。また、トーナメント戦およびリーグ戦以外に、交流戦を実施する。

(2) 全試合3セットマッチとし、2セットを先取したチームを勝ちとする。

(3) 1セット25点のラリーポイント制とする。

なお、得点が「24対24」の同点となった場合、それ以降は、2点リードしたチームがそのセットの勝者とする。

(4) 第3セットはいずれかのチームが13点先取したときにコートの変更を行う。

(5) 試合は、ワンボールシステムで行う。

(6) 追込方式を採用し、直前の試合終了の10分後にプロトコールを開始する。ただし、連続試合となる場合は試合終了後の20分以上空けてプロトコールを開始する。

4 服装等

(1) 背番号は、1番から12番までとする。やむを得ない場合は、1番から99番までとする。なお、チーム名、キャプテンマークおよび背番号等のサイズは、規定のものとする。また、ユニフォームに県・指定都市名を表示すること。

(2) リベロプレイヤーを採用する場合は、他の競技者と明確に区別できるユニフォームを着用すること。

5 ネットの高さと試合球

- (1) ネットの高さは、次のとおりとする。
 - ア 身体（聴覚）障害の試合 男子2.43m、女子2.24m
 - イ 知的障害の試合 男子2.30m、女子2.15m
 - ウ 精神障害の試合 2.24m
- (2) 身体（聴覚）障害および知的障害の試合球は、次の公益財団法人日本バレーボール協会検定球5号球（人工皮革・カラーボール）とする。
 - ア 男子 モルテン製カラーボール（V5M5000）
 - イ 女子 ミカサ製カラーボール（V300W）
- (3) 精神障害の試合球は、日本ソフトバレーボール連盟公認球ソフトバレーボール球・糸巻きタイプ（モルテン製円周78±1cm、重量210±10g）（S3Y1500-WX）とする。

6 組合せ

組合せは、令和7年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選を行い、決定する。

7 表彰式

表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権

この大会の優勝チームは、第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行い、その場において申し合わせ事項を設けることができる。なお、監督会議の時間および場所については別途通知する。
- (2) ベンチには、選手、監督、コーチ、マネージャー以外は入ることができない。ただし、身体（聴覚）障害者のチームにおいて、チームスタッフ3名とは別に手話通訳者1名が帯同する場合はこの限りではない。手話通訳者は、参加申込時に別に登録した者とする。
- (3) 監督、コーチ、マネージャーは統一された服装を着用すること。
- (4) チームスタッフ3名とは別にトレーナーを帯同しているチームは、チーム・ベンチ・エリア後方の決められた位置にトレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技場内へは、ベンチに入る者のほか、大会役員等の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (6) 練習球は、各チームで用意する。
- (7) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第24回全国障害者スポーツ大会近畿ブロック予選会 サッカー競技実施要領

1 競技規則

令和7年度（2025年度）に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、監督1名、コーチ2名以内および選手16名以内（男女は問わない）とする。
- (2) 監督およびコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督およびコーチを含めて16名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は、滋賀県を除くトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、滋賀県を含む交流戦を実施する。
- (2) 試合時間は60分（前後半各30分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。ただし、決勝戦および3位決定戦は、試合時間70分（前後半各35分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。
- (3) 試合時間内で勝敗が決しない場合は、ペナルティーキック方式により次回戦進出チームおよび3位を決定する。ただし、決勝戦は20分（前後半各10分）の延長戦を行い、なお決しない場合は、ペナルティーキック方式により1位を決定する。
- (4) 試合開始前に登録された交代要員のうち、5名まで交代が認められる。
- (5) ベンチ入りするチームスタッフのうち、都度1名が主催者の設けるテクニカルエリアから戦術的指示を選手に伝えることができる。テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- (6) 出場停止処分について、累積警告2枚で次試合に出場することができない。また、退場処分を受けた者についても、次試合に出場することができない。

4 服装等

- (1) チームは、フィールドプレイヤー、ゴールキーパーそれぞれ正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を用意しなければならない。原則として背番号は1番から99番までとし、参加申込書に記入した番号を着用する。
- (2) その他については、公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程に準ずる。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本サッカー協会検定5号球とし、主催者が用意する。マルチボールシステムを採用する。

6 組合せ

組合せは、令和7年（2025年）2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもと、代理抽選の上、決定する。

7 開始式、閉会式・表彰式

開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

閉会式および表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 招集

- (1) メンバー表（監督1名、コーチ2名、選手16名の合計19名以内）は、試合ごとに試合開始90分前までに競技本部に提出すること。（交流戦を除く。）
- (2) 各試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを行う。（交流戦を除く。）
- (3) タイムスケジュールを厳守すること。ただし、前の試合がペナルティーキック方式等により試合時間が延長した場合は、本部より別途指示する。

9 出場権

この大会の優勝チームは、第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 競技開始に先立ち、監督会議を行う。なお、監督会議の日時および場所については、別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の左側のチームをグラウンドに向かって左側とする。
- (3) ベンチ内へは、選手、監督、コーチ以外は入ることができない。ただし、チームスタッフ3名とは別に、チームに帯同しているトレーナーが2名までベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者とする。このトレーナーは実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (4) 競技会場の指定されたエリアには、選手、監督、コーチ、事前登録されたトレーナー、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティアおよび主催者が認められた者以外は入場することはできない。
- (5) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (6) 練習球は、各チームで用意する。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
- (8) 競技に関する不明な点は競技本部に、その他不明な点は実施本部に問い合わせる。

わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)リハーサル大会
兼 第24回全国障害者スポーツ大会近畿地区予選大会フットソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和7(2025)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、監督1名、コーチ2名以内および選手15名以内(男女は問わない。)とする。
- (2) 監督およびコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督およびコーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は、滋賀県チームを除くトーナメント方式とする。また、トーナメント戦以外に滋賀県チームを含めた交流戦を実施する。
- (2) 試合は、7回または試合開始後60分を経過した後は、新しい回に入らない。
- (3) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しい回には入らない。それでも同点の場合は、最終回に出場していたプレイヤーによる抽選によって勝敗を決める。
- (4) 抽選方法は、主管競技団体が定めた方法に沿うこととし、大会の監督会議において実施方法を確認する。
- (5) 3回終了以降、20点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。
また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断され、コールドゲームとなった場合は、3回以上の回を終了していれば、正式の試合と認める(決勝戦を含む)。
- (6) 指名選手(DP)および再出場(リエントリー)を採用する。
- (7) 試合球は、サッカーボール(ゴム製4号球)とし、主催者が用意する。

4 服装等

- (1) 同一チームの監督、コーチおよび選手は、同色・同意匠ユニフォームを着用しなければならない。
ただし、選手がショートパンツを着用するチームの監督およびコーチについては、上衣は同色・同意匠でなければならないが、下衣については、監督およびコーチのみで統一された、別のものを着用してもよい。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。
数字の大きさは、背中は15cm以上、胸は6cm~12cmとする。ユニフォームの背中はユニフォームナンバーと個人名・チーム名のみとする。個人名・チーム名をつけるときは、ユニフォームナンバーの上部に全員がつけること。(個人名はローマ字表記のみとする)また、ユニフォームの左袖(左肩から10cm程度)に府県・指定都市名を表示すること。
- (3) 靴は、運動靴又は金属製以外のスパイクとする。
- (4) 危険防止のための手袋を着用してよい。ただし、投手は、ボール以外の色でなければならない。

5 組合せ

組合せは、令和7(2025)年2月(予定)に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに、代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は、開始式終了後に提出すること。
なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。
- (2) 攻守の決定は、打順表提出時に監督および主将の立会いの下、球審のコインのトスによって決定する。コインの表裏の選択は、先着の主将に優先権を与え、もし両チーム同時の場合は球審の任意により、いずれかのチームを優先させる。

7 表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権

この大会の優勝チームは、第24回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他

- (1) 監督会議は競技開始前に行う。なお、監督会議の日時および場所等については、別途通知する。
- (2) 監督会議では、あらかじめ主催者と協議した事項について、大会申し合わせ事項を設けることができる。
- (3) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (4) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。
なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、公認パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (6) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (7) 練習球は、各チームが用意する。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
式典弁当メニューコンテスト実施要項

1 目的

令和7年(2025年)に本県で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)(以下、「両大会」という。)の式典弁当のメニューレシピの作製を通じて、両大会への関心を高め、開催機運の醸成を図ることを目的として、式典弁当メニューコンテストを実施します。

2 主催

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

3 応募作品

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開閉会式参加者へ提供する式典弁当に使用する主菜または副菜のメニューレシピ

4 応募資格

滋賀県内に在住・在学・在勤の方

※個人・グループまたは法人、プロ・アマを問いません。

5 応募期間

令和6年(2024年)6月3日(月)から7月31日(水)まで

6 入賞作品

応募作品の中から、優秀賞および佳作を決定し、賞状、賞金(商品券)および副賞を授与します。

○優秀賞 主菜および副菜 各2点程度

賞状、商品券10,000円相当、副賞

○佳作 主菜および副菜 各2点程度

賞状、商品券5,000円相当、副賞

※参加賞として応募者全員に両大会広報グッズを進呈

7 応募ルール

応募にあたっては、以下の点にご留意ください。

- (1) 式典弁当用の弁当箱の1マス(5×5cm程度)に入れる主菜または副菜いずれかのメニューであること。
- (2) 一般に販売されている滋賀県産食材を1種類以上使用すること。

(県産食材が応募時に入手できない場合は、代替食材でも応募可能。)

- (3) 米飯と組み合わせた時のおかずになる主菜または副菜メニューであること。
- (4) 作品は応募者の自作の作品であること。

8 応募作品の選考基準

- (1) 弁当箱に盛り付け可能なメニューであるか。
- (2) 大会開催時(9月～10月)に入手可能な県産食材が使用されているか。
- (3) 県産食材のおいしさや特徴、見た目の良さが感じられるか。
- (4) 調理工程が大量調理に適しているか、また、弁当として安全かつ衛生的に提供できるか。
- (5) 食材にかかる費用が大会弁当として適当か。

※上記に加え作品へのアピールポイントなども考慮します。

9 応募方法

- (1) 応募にあたっては、別紙「式典弁当メニューコンテスト応募用紙」に必要事項を記入し、作品の写真を添付し、下記の応募先に郵送またはメールで提出してください。
- (2) 弁当全体ではなく、1品メニュー単位での応募となります。なお、応募数に制限はありません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

10 審査・決定方法

当実行委員会宿泊専門委員会が設置する標準献立・弁当部会にて、書面による一次審査を行います。

一次審査を通過した作品について、実食による二次審査を経て、同専門委員会が審議の上、入賞作品を決定します。

※一次審査の結果は、実行委員会ホームページにて発表します。なお、二次審査のための調理に、応募者の参加は必要ありません。

11 入賞作品の発表

入賞作品の決定は、令和7年(2025年)3月頃までに応募者に通知するとともに、報道機関等に発表する予定です。ただし、事情により決定の時期を変更することがあります。

12 注意事項

- (1) 応募する作品は、応募者の自作の作品とします。
- (2) 優秀賞作品は、式典弁当に使用するメニューとして採用します。また、佳作

作品は、両大会の競技会弁当等のメニューに採用することがあります。

- (3) 入賞者は、応募作品について、実行委員会が入賞作品の発表ならびに両大会の広報活動のために無償で利用すること(印刷物や県ホームページ等への掲載等)を了承するものとします。
- (4) 入賞作品を弁当に使用する際は、部会において調整を行うことがあります。
- (5) 入賞作品の写真や画像の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)、商標権およびその他一切の権利は、当実行委員会に帰属するものとし、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 入賞作品以外の著作権等は応募者に帰属しますが、審査の過程で応募作品を複製または公開することがあります。
- (7) 料理の写真や画像の転載等、著作権・肖像権など第三者の権利を侵害する作品は応募できません。著作権等の問題が生じた場合は応募者の責任において処理することとし、当実行委員会は責任を負いません。
- (8) 応募にあたり、提供いただいた個人情報については、本事業の実施に関する以外には使用しません。
なお、入賞作品については、氏名(グループの場合はグループ名と代表者名)、住所(市町まで)および作品を報道機関発表するとともに、両大会のホームページ等に掲載する予定です。
- (9) 応募の時点で、この実施要項に記載の各事項に同意したものとみなします。
- (10) この実施要項によらない作品は、審査の対象になりません。また、後日、この実施要項に記載の各事項を満たしていないことが判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- (11) 応募作品は返却しません。

13 応募・問合せ先

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局内)
式典弁当メニューコンテスト応募 係
TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836
E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp
大会ホームページ:<https://shiga-sports2025.jp/>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
弁当調製施設募集要項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。ただし、弁当調整施設のあっせんを希望する会場地委員会に限る。)が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

1 業務内容

以下の日程で行われる開・閉会式等(国スポおよび障スポの開・閉会式(総合リハーサルを含む。)ならびに競技会(会期前競技および障スポリハーサル大会ならびに公式練習を含む。))を言う。以下同じ。)において県委員会および会場地委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を行うものとします。

(1)国スポ

会期前競技:令和7年9月6日(土)~9月15日(月)、9月21日(日)~9月25日(木)

総合リハーサル:令和7年9月21日(日)

総合開会式:令和7年9月28日(日)

総合閉会式:令和7年10月8日(水)

競技会:令和7年9月28日(日)~10月8日(水)

(2)障スポ

リハーサル大会:令和7年5月24日(土)~5月25日(日)

総合リハーサル:令和7年10月18日(土)

公式練習:令和7年10月24日(金)

開会式:令和7年10月25日(土)

閉会式:令和7年10月27日(月)

競技会:令和7年10月25日(土)~10月27日(月)

2 応募資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者
- (2)国税・県税・市町村税について滞納がある者
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5)滋賀県財務規則第 195 条の2 各号に該当する者

3 選定基準

(1) 立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内であること。

(2) 衛生管理体制

- ア 国スポ開催前の3年間(令和4年9月6日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- イ 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ウ 検食は料理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- エ 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者)は、おおむね弁当提供開始日1か月前の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検便項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。
- カ 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)により実施する食品衛生対策に対応できること。

(3) 弁当調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- イ 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

(4) 対応能力

- ア 県委員会または会場地委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- イ 県委員会または会場地委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- ウ 県委員会または会場地委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- エ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - (ア) 弁当の名称
 - (イ) 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - (ウ) 食品添加物
 - (エ) 消費期限(時刻まで表示)
 - (オ) 保存方法

- (カ) 製造所所在地・製造者名
 - (キ) その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - (ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - (ケ) 持ち帰りを禁止する表示
 - (コ) その他県委員会または会場地委員会が指定する表示
- オ 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- カ 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- キ 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- ク 県委員会または会場地委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- ケ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- コ 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会または会場地委員会の指示に基づく対応ができること。

4 応募方法等

(1) 応募票等の提出

次の書類をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ公式ホームページからダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア (様式1-1) 応募票
- イ (様式1-2) 弁当調製施設一覧 ※必要に応じて添付
- ウ (様式2) 誓約書
- エ (様式3-1・3-2) 弁当調製施設調査票

(2) 応募期間

令和6年(2024年)6月10日(月)～7月31日(水)
持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで(12～13時を除く。)
郵送の場合は締切日必着。

(3) その他

応募を希望される場合は、下記の「5 事前説明会」に参加をお願いします。

5 事前説明会

募集に係る事前説明会を実施しますので、別紙を参照の上、お申し込みください。

6 選定方法等

- (1) 選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2) 選定の結果は、令和6年(2024年)8月下旬を目途に、通知(郵送)します。

7 選定の取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消すことがあります。

- (1)食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
- (2)食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3)弁当の調製を第三者に委託したとき。
- (4)その他、県委員会または会場地委員会が当該施設を不相当と認めたとき。

8 その他注意事項

- (1)提出された書類はお返しできません。また、県委員会および会場地委員会の弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提供することを含む)に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2)応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3)応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4)この応募票の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5)弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6)選定した弁当調製施設については、国スポ・障スポの開催前に管轄保健所による監視指導を実施することとしています。「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)を確認の上、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いいたします。
- (7)荒天その他事由(災害、感染症等)により、開・閉会式等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、弁当の発注数等が大きく変動する可能性があります。
- (8)弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、県委員会および会場地委員会は責任を負いません。

9 応募票の提出先

〒520-0807

大津市松本一丁目2番1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会局内)

施設調整室 宿泊・衛生係

担当:山川、三橋

TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1)選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2)選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3)競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4)1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前および出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精

算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国スポ委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿

舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。

- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1)選手・監督、役員、介助者 (以下「選手団」という。)
- (2)大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1)大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3)風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1)選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2)移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(3)障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1)宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2)宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未満での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食料金は500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3)入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4)欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和7年 10 月 23 日(木)15 時から令和7年 10 月 28 日(火)10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込みを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。
- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっては速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に

定めるものとする。

(3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

審 議 事 項

第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ) 入場料金(案)について

日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会開催基準要項 34 入場券、入場料」の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ)については、次のとおりとする。

1. 総合開会式・総合閉会式

対象		入場料金
国民スポーツ大会	開会式	大人： 1,000 円 高校生以下： 無料 (※高校生以下または18歳以下は無料とする。)
	閉会式	無料

2. 競技会

対象	入場料金
高等学校野球(硬式)	大人： 1,000 円 高校生以下： 500 円 車いす利用者： 500円 (介助者1名まで無料)

3. 今後のスケジュール

令和6年12月 国民スポーツ大会委員会【協議】

【参考】

(1)入場料金に関する規定

○「国民スポーツ大会開催基準要項」(日本スポーツ協会)に次のとおり規定

<p>34 入場券、入場料</p> <p>(1)入場券は、主催者が発行する。</p> <p>(2)入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。</p> <p>(3)入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。</p> <p>(4)公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。</p>
--

(2)先催県の状況

開催年	開催県	スタンド区分	料金	
			開会式	閉会式
H29 (第72回)	愛媛	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
H30 (第73回)	福井	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R1 (第74回)	茨城	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R4 (第77回)	栃木	全席	大人:1,000円 (小人:500円)	無料
R5 (特別)	鹿児島	全席	大人:1,000円 (高校生:500円)	無料
R6 (第78回)	佐賀	全席	大人:1,000円 (高校生以下:無料)	無料

※ R3(第76回)三重県 中止(全席無料)

わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更（案）

1 変更内容

ホッケー競技会会期の変更について

【変更前】

競技会 会場地	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/1 （水）	10/2 （木）	10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）
米原市	成年男子 成年女子	OSPホッケー スタジアム（滋 賀県立伊吹運動 場） 米原市伊吹第1 グラウンド	4	●	●	●	●	
	少年男子 少年女子		5	●	●	●	●	●

【変更後】

競技会 会場地	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/1 （水）	10/2 （木）	10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）
米原市	<u>成年男子</u> <u>少年男子</u>	OSPホッケー スタジアム（滋 賀県立伊吹運動 場） 米原市伊吹第1 グラウンド	<u>5</u>	●	●	●	●	<u>●</u>
	<u>成年女子</u> <u>少年女子</u>		<u>4</u>	●	●	●	●	

2 変更理由

競技団体の意向により変更するもの。

